

【金融犯罪にご注意ください】 特殊詐欺による不正送金被害が増加しています

特殊詐欺によるインターネットバンキング等のサービスを悪用した不正送金被害が増加しています。

以下の【お客さまの重要情報】は絶対に第三者に教えないでください。

※公的機関職員や当行行員がお電話等でお伺いすることもございません。

【各サービスにおけるお客さまの重要情報】

当行サービス	お客さまの重要情報
インターネットバンキング ・むさしのダイレクト（個人のお客さま） ・むさしのビジネス・ダイレクト（法人のお客さま）	会員番号／確認番号／ログインパスワード
武蔵野銀行アプリ	むさしの ID ユーザー名／むさしの ID パスワード ／店番号／口座番号／認証番号
キャッシュカード	暗証番号

【近年発生した主な不正送金被害の手口】

携帯電話会社、警察、金融庁等を装った複数の人物が入れ替わり登場し、「口座が不正利用されている」「口座を凍結しなければならない」などと巧みに誘導し、お客さまの重要情報を不正に取得。取得した重要情報を基に、自身や犯罪者による操作によって資金を別の口座に振り込む手口で不正な取引を行います。

※一度振り込んだ資金は戻ってきません。

また、他者に漏れないよう以下のような言葉を投げかけてきます。

- ・「守秘義務があるので他言しないでください。」
- ・「他言した際は情報漏洩罪に問われます。」
- ・「電話に雑音が入ると調書が取れないので静かな場所で話してください。」 等

少しでも不安な点がある、お客さまの重要情報を第三者に教えてしまった等の場合は、警察や近親の方に相談するか以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

	武蔵野銀行 インターネット・ヘルプデスク	インターネットバンキング 不正アクセス対応窓口
電話番号	0120 - 44 - 6340	0120 - 69 - 6340
受付時間	平日 9：00～17：00	左記以外の時間

【その他の主な特殊詐欺事例】

還付金詐欺：

税務署・市役所など公的機関などを騙って「〇〇の還付金があるのでお手続きのため、インターネットバンキングの口座情報を教えてほしい」といった電話でお客さまの情報を聞き出し不正な取引を行います。

電子メール等によるフィッシング詐欺：

銀行の名を騙り、電子メールやSMS（ショートメッセージ）等で「取引制限」「取引規制」「口座凍結」等の言葉でアプローチし偽サイトへ誘導し、お客さまの情報を入手し不正な取引を行います。